

利用者 各位

一般社団法人地方税電子化協議会  
理事長 荒川 満

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の税制改正対応について

平成30年度税制改正において、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）（以下「特徴義務者用通知」という。）に係るマイナンバーの取扱いに関する改正が行われました。

総務省から具体的な改正内容として、平成30年度分の個人住民税より、特徴義務者用通知を電子的に送付する場合（以下の(1)～(2)）には、マイナンバーを記載することが示されました。

- (1) 特徴義務者用通知を「正本」として、eLTAXにより電子的に送付する場合（地方税法第321条の4第7項）
- (2) 特徴義務者用通知を「副本」として、eLTAXにより電子的に送付する場合（平成29年総務省令第83号 平成29年12月26日公布）

メッセージボックスに送付している特徴義務者用通知データの項目を変更し、法的に規定された「副本」とすることになりました。

本税制改正は平成30年1月1日から施行し、平成30年度分以後の年度分から適用されます。

上記の税制改正を受けて、eLTAXにおいては、以下のシステム改修を行いますのでお知らせいたします。

- (1) 特徴義務者用通知については、様式を第3号様式に統一し、電子署名の有無で、「正本」と「副本」を区別します。
- (2) 「正本」、「副本」とも特徴義務者用通知にはマイナンバーが含まれるため、保護番号によるアクセス制限を行うものとします。
- (3) 保護番号を受領するためのメールアドレスについて「副本」を希望する場合にも送信できるようにします。

そのため、平成30年1月から次期システム更改(H31/9)までの間、以下のとおり「特別徴収税額通知の取得方法」を変更します。

(ア) 電子的「正本」が必要な場合

現行どおり、電子データを選択し、送付先にメールアドレスを登録してください。

(イ) 書面による「正本」と電子的「副本」が必要な場合

電子データを選択し、送付先にメールアドレス+「\_copy」を登録してください。

例) メールアドレスが xxxxxxxx@vvvvv. co. jp の場合、

送付先には xxxxxxxx@vvvvv. co. jp\_copy を設定します。

(ウ) 書面による「正本」のみ必要な場合

現行どおり、書面を選択してください。

以上